

「女だから、男だから、ではなく、私だから、の時代へ。」

－6月23日～29日は男女共同参画週間－

男性と女性が、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには、行政だけでなく一人一人の取り組みが必要です。

私たちの身近な男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか。

啓発パネル展

期間 6月23日(水)～29日(火)  
場所 市役所本庁 1階ロビー



5月号の同コーナーで写真の説明に誤りがありました。おわびして訂正します。

誤 中山達郎 副会長 正 中山達朗 副会長

男女共同参画を積極的に推進する事業者・団体を表彰します

自薦他薦は問いません

対象 次のいずれかに当てはまる市内の事業者

- 女性能力活用・職域拡大など職場で男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる
- 従業員などの仕事と家庭の両立を支援するために独自の制度を設けている
- その他、誰もが働きやすい職場づくりを積極的に進め、他の模範となっている

応募方法

応募用紙に取り組みが分かる資料を添付し、人権啓発課へ提出してください。別途書類をお願いすることがあります。

応募用紙はこちら



募集期限 7月9日(金)

※表彰事業者には記念品を贈呈するほか、広報紙などで取り組み内容を紹介します。

みんなで学ぼうじんけん

生涯学習課 ☎32-1934



本田博通地域人権教育指導員が学校で働いていた経験などから「じんけん」の今をお伝えします

隣は頬を覆う黒ひげと真ん丸のときイラク戦争が勃発。彼はアメリカ人相手に戦いました。

※ IS(イスラム国)・・・イラクとシリアにまたがる地域で活動する過激派組織

裁判所から「訴状」?

－ 訴訟関係書類は必ず「特別送達」が届きます －

相談

裁判所から「訴状」と書かれた手紙が郵便受けに届きました。サイト利用料金の未納分を支払うように書かれていたが、サイトを利用した覚えも訴えられる覚えもありません。どうしたらよいですか。

アドバイス

これは架空請求の可能性が高いです。裁判所からの重要な通知は「特別送達」という特別な郵便で配達され、郵便受けに直接投げ込まれることはありません。このような書面が届いた場合、基本的には無視し、そのまま放置してください。裁判所を語った架空請求かどうか分からない場合には、消費生活センターなどに相談してください。

相談は 宇城市消費生活センター ☎33-8277 へ

郷の記憶をたどる

文化振興課 ☎32-1954

郷土資料館に行ってみよう

交通の要衝として古くから重要視されてきた宇城市には、その立地や自然環境の中で育まれた、有形・無形の文化財が多く残されています。

豊野町と不知火町の2つの資料館には、郷土で使用されてきた民具や発掘調査で出土した歴史的価値のある資料などを数多く展示。今月号では、豊野町の郷土資料館を紹介します。



松橋町と小川町から出土した土器が並ぶ展示コーナー

ここでは、市の総合資料館として、各地域の考古資料、古文書、民俗資料を中心に、市の歴史や文化を体系的に学ぶことができます。

私たちが暮らす宇城市の郷土にまつわるさまざまな文化の魅力を発信します

国指定重要文化財の記念碑はレプリカでも、大迫力!

昔の民具や土器など手で触れられるものもありますよ!



「浄水寺碑 附 天保二年修理記念碑」のレプリカ

また、現在展示中の「旅猫ニャン吉と行く! 明治日本の産業革命遺産」をはじめ、年間を通してさまざまな企画展示やワークショップを実施。地域研究や生涯学習などに幅広く活用できる郷土資料館。皆様のご来館をお待ちしています。



ところ 豊野町糸石3818  
開館時間 10時～17時  
休館日 月・木曜(祝日の場合は翌日)、年末年始  
電話 ☎45-2102